

横浜市立市民病院建物総合管理業務委託 優先交渉権者選定基準

1 趣旨

優先交渉権者選定基準は、横浜市立市民病院建物総合管理業務委託の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、公平性及び透明性を確保し、客観的に評価を行うための方法及び基準を示すものである。

2 総則

本委託の優先交渉権者の募集及び選定は、公平性・透明性の確保に配慮した上で、「横浜市医療局病院経営本部委託等に関するプロポーザル実施取扱要綱」に基づき、公募型プロポーザル方式により実施する。委託者は、プロポーザル参加資格を審査する参加意向申出書及び本委託の提案書等について評価を行うこととする。

なお、提出された提案書は、公平性及び透明性を確保し、客観的な評価を行うことを目的に、評価委員会において評価を行う。委員構成は、次のとおりとする。

	氏名	職名	委員選定理由
委員長	羽田 政直	管理部長	
副委員長	長谷川 直樹	副病院長	医師
委員	浅野 奈々子	副看護部長	看護部
	三浦 拓也	医事課長	外来・病棟運営 患者サービス
	末永 邦仁	総務課管理担当課長	施設管理
	赤松 直子	感染管理担当課長	感染管理
	相嶋 一登	医療品質管理担当課長 臨床工学部技士長	医療品質管理
	林 達也	検査・輸血部技師長	部門代表

計：8名

3 評価点の内容

(1) 評価点の配点方針

評価点は、「要求水準書」に示した事業者に求める事項の必要性、重要性を基に配点している。

(2) 評価項目と配点

配点の合計は350点とする。

項目	細項目	様式番号	内容	評価の視点	配点
組織運営体制	業務運営の考え方	9-1	業務の体制	病院における総合管理の意義と目的を理解し、適切な業務体制が確保できているか。	15
		9-2	業務の計画	進捗管理や配置計画、感染対策が適切で、計画的に業務に取り組めるか。また、関係部署との連携は行えるか。	15
		9-3	業務の提案	総合管理の主旨を踏まえて、新たな視点で業務を行えるか。	10
	受託準備体制	9-4	業務開始に伴う業務引継計画	履行開始日に滞りなく業務を遂行できるか。	10
		9-5	業務満了に伴う業務引継計画	計画的な業務引継ぎが可能か。	10
	人材確保育成計画	9-6	人材確保に関する実績及び対策	過去の実績における人員状況は適切か。離職者発生時にも業務履行が滞らない人員確保策をとれるか。 従業員のモチベーション向上に向けた取組があるか。	20
		9-7	教育計画について	安全・衛生、感染対策に関する研修の具体性、マナー向上への取組	10
	危機管理体制	9-8	緊急時の対応について(BCP)	災害発生時にも、各業務を確実に履行できる体制となっているか。被害発生時の対応が具体的に考えられているか。	10
		9-9	不稼働時の対応について	物的障害・人的障害・指揮命令系統の障害、それぞれの不稼働対応が具体的かつ効果的に検討されているか。	10
業務履行能力	人員配置	9-10	人員配置について	各業務に求められる内容にふさわしい人員配置となっているか。	20
	患者および病院職員等の満足度向上	9-11	患者および病院職員等の満足度向上について	業務能力、接遇の向上に努めているか。クレームに主体的に対応し、業務改善につなげられるか。	20
	品質管理への取組	9-12	品質管理について	業務に求められる品質水準を維持するための取組が示されているか。	20
		9-13	自主検査体制について	業務の点検、見直しが適宜行われ、現場に反映されるようになっているか。定量的な手法が取り入れられているか。	30

	総合管理業務への提案	9-14	総合管理業務への提案	統括的な視点の有無と業務提案 相互補完業務への具体的提案	30
課題解決能力	日常業務	9-15	日常業務について	日常業務における具体的な課題に対する効果的な解消方法や取組	15
社会的価値評価	社会貢献	9-16	社会貢献への取組について	企業としての社会貢献活動の実績は十分か。	10
実績と運用	業務実績	9-17	業務実績	総合病院における建物総合管理業務受託の実績は十分か。	45
	効率的・効果的な運用	9-18	効率的・効果的な運用	企業努力等にて品質を担保しながら、効率的・効果的な運用がなされているか。	50

(3) 評価方法

評価は、A～Eの5段階に加え、評価点なし(Z)とする。

(4) その他

- ア 提案者が多数の場合は、提案書等の内容のみによる事前審査を行い、プレゼンテーションを実施する事業者を4社程度に限定することがある。
- イ 審査において、評価委員の半数以上が、評価項目のうちいずれかをE評価とした場合、当該事業者は選定対象事業者から外れることとする。
- ウ 審査において、評価委員の半数以上が評価項目のうちいずれかをE評価とした場合、評価委員のいずれかが評価項目のうちいずれかをZ評価とした場合、または総点数が1680点に満たなかった場合は、当該事業者は選定対象事業者を外れることとする。